

別紙

諮問第1061号

答 申

1 審査会の結論

「東京都文書管理規則○東京都文書管理規則の規定に基づき総務局長が定める事項について平成11年12月21日の記1（1）文書総合管理システムに記録すべき事項が記載された文章等のマンション課」の開示請求に対し、「都市整備局住宅政策推進部マンション課課内文書一覧（平成14年度以降）」ほか1件を特定し、一部開示とした決定について、当該対象公文書を特定したことは、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都文書管理規則○東京都文書管理規則の規定に基づき総務局長が定める事項について平成11年12月21日の記1（1）文書総合管理システムに記録すべき事項が記載された文章等のマンション課」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年11月28日付けで行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）について、さらにメールの送受信ファイル（以下「本件請求事項」という。）の開示を求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、次のとおりの趣旨と理解できる。

開示請求書に記載しているメール等の電子機器関係の開示がされていない。他の行政に同様の開示請求をしたとき、その行政から本件請求事項の開示を受けることができた。

情報公開課の統括課長代理と面談した際に、主務課の判断ではあるが、一件ごとのメールについては開示ができると聞いた。

よって、審査請求人は本件請求事項の開示ができると考える。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 一部開示に至る経緯

ア 本件の経緯は以下のとおりである。

平成28年11月14日 実施機関が開示請求書を収受

平成28年11月22日 審査請求人が来庁し、実施機関と開示請求の内容等について
確認

開示請求を行う事項：マンション課の文書総合管理システム
に記録されている内容の一覧

教示を求める事項：電子機器関係の記録の取扱いほか1件

平成28年11月24日 審査請求人から、「電子機器関係の記録の取扱いについての
教示はどうか、例えば、送受信トレイは開示請求の対象とな
るのか」との電話を受け、実施機関から具体的に何を教示し
てほしいのかを明確にするため改めてFAXを送るよう回答

平成28年11月28日 公文書（マンション課の文書総合管理システムに記録され
ている内容の一覧）の一部開示を決定

平成28年11月30日 電子メールを含む電子機器関係の記録の取扱いについてFAX
にて審査請求人に教示

イ 本件審査請求に係る対象公文書については、審査請求人から平成28年11月14日付
けで開示請求があったが、請求内容が不明確であったため、実施機関と審査請求人
との間での協議を重ね、対象公文書を特定した。

ウ 対象公文書には個人の氏名が記載されており、条例7条2号に該当するため、一
部開示決定をしたものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、本件請求事項の開示ができると主張している。

イ しかし、審査請求人からは、開示請求の対象となる公文書が「マンション課の文書総合管理システムに記録されている内容の一覧」であることを聴取しており（平成28年11月22日聴取）、そもそも本件請求事項は開示請求の対象になっていない。

ウ また、本件請求事項に関する開示請求について、開示請求書の記載内容によれば、「電子機器関係の記録の取扱い等を処分庁から審査請求人に対して説明した後に、審査請求人が改めて選択しお願い」することとなっている。

平成28年11月22日に審査請求人が来庁した際に実施機関が同人に確認した内容によれば、電子機器関係の記録の取扱いについては、審査請求人が別途開示請求を行う際の参考として実施機関に対し説明を求めたものであり、このことから当該記録の取扱いに関する事項が本件開示請求の対象であるということとはできない。

エ よって、本件審査請求につき、審査請求人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月16日	諮問
平成30年 4月26日	新規概要説明（第188回第一部会）
平成30年 5月16日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 5月31日	審議（第189回第一部会）
平成30年 6月21日	審議（第190回第一部会）

平成30年 7月25日

審議（第191回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求及び本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として、「都市整備局住宅政策推進部マンション課課内文書一覧（平成14年度以降）」ほか1件（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、個人の氏名については、条例7条2号に該当するとして、一部開示決定を行った。

本件開示請求書には、本件対象公文書に係る部分以外の記載もあったが、実施機関では、これらの部分については特段の処分を行っていない。

イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、本件請求事項を開示することができる旨主張していることから、審査会は本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

ウ 本件対象公文書の特定の妥当性について

（ア）本件開示請求書に係る請求内容について

審査会が開示請求書のうち、本件請求事項に係る部分についての記載内容を確認したところ、審査請求人が「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄に記載した内容の一つとして「メール等どのように記録されているか、電子機器関係の記録取り扱い等始めは行政が教示しその中から請求者が改めて選択し、お願いしたいと思います。」等との記載があるが、その内容は抽象的であり、当該記載内容から対象公文書を特定することは極めて困難であると認められる。

（イ）本件開示請求に係る補正の手続とその経過について

実施機関によれば、本件開示請求は内容が抽象的であり、対象公文書の特定が

困難であることから、来庁した審査請求人と請求内容について直接確認を行ったとのことである。その結果、本件開示請求で開示を求める事項は「マンション課の文書総合管理システムに記録されている内容の一覧」であり、また、その他として教示を求める事項は「平成11年12月21日11総総文第448号『東京都文書管理規則の規定に基づき総務局長が定める事項について』において定められている文書総合管理システムに記録すべき事項」並びに「電子機器関係の記録の取扱い」（以下「本件教示事項」という。）であると実施機関は理解したことから、本件処分を行い、本件教示事項については特段の処分を行うことなく、文書により情報提供を行ったと説明する。

一方で、実施機関が提示した本件開示請求に係る補正の手続（以下「本件補正手続」という。）に関する資料を見分すると、審査請求人は電子機器関係の記録の取扱いについては開示請求を行う文書を確定するために教示を求めた旨主張している。

また、電話でのやり取りの中で、本件請求事項について言及しており、さらに、審査請求人が提出した書面上に本件請求事項の開示を求める旨の記載があることが確認できた。

（ウ）本件開示請求に係る公文書の特定について

条例によれば、開示請求の際には、開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項を開示請求書に記載して行うこととされており（条例6条1項2号及び知事が行う情報公開事務に関する規則（平成11年12月1日東京都規則第230号）2条）、開示請求者において、公文書の件名を明記するか、又はそれができない場合には、実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度の記載をすることが必要とされている（東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日11政都情第366号）第6条関係）。一方で、実施機関としては、開示請求者は一般的に行政実務に通じていないため、開示請求書の記載が不明瞭、理解不能その他の理由により開示請求に係る公文書の特定が困難である場合には、開示請求者に確認し又は補正を求めるなどして、当該開示請求の趣旨を十分に理解した上で、当該公文書の件名又は内容等について特定を行う必要があり、その際、開示請求者が開示請求をする上で有用な情報の提供に努

めるものとされている（東京都情報公開事務取扱要綱（平成11年12月27日11政都情第389号）第3の2）。

実施機関は、本件補正手続の結果として本件対象公文書を特定したものであり、本件請求事項はそもそも開示請求の対象にはなっていない旨主張しているが、本件補正手続に関する資料からは、上記（イ）にいう開示を求める事項と教示を求める事項に関する実施機関の理解に誤りがないか否かを審査請求人に確認した事実は認められず、実施機関は、本件開示請求に係る審査請求人との意思疎通がいまだ不十分な段階で、開示請求の趣旨を十分に理解しきれないまま本件処分を行った経緯がうかがわれる。

もともと、実施機関においても、審査請求人と何度か協議を重ねて、一応は対象公文書の特定に努めており、また本件補正手続に係る資料を見る限り、一連のやり取りの内容からも本件請求事項を対象公文書として特定することは必ずしも容易ではなかったものと認められる。

以上の点に鑑みれば、本件開示請求に係る公文書として、実施機関が本件請求事項の特定に至らなかったことについては、審査請求人及び実施機関の双方に責任があるというべきである。

ところで、審査請求人は後日、実施機関に対し、本件請求事項について改めて開示請求をしており、実施機関はこれに対し、当該請求の対象となる文書を作成しておらず不存在であるとして、既に非開示決定を行っている。この非開示決定については、別途、審査請求を行うことが可能であったが、当該決定を通知してから4か月以上経過した現時点において、審査請求書は提出されていない。したがって、特段の事由がない限り、行政不服審査法（平成26年法律第68号）18条1項に定める審査請求期間を徒過したものとみなすことができ、この点を考慮すると、審査請求人は、当該決定については不服がないものと推察される。

また、文書不作成による不存在を理由とする非開示決定に関しては、後にその事情が変化するといったことは通常考えられないことから、本件開示請求の結論が覆ることはおよそ期待しがたい。

以上のことから、本件補正手続における実施機関の対応には不十分な点があり、本件開示請求に係る公文書の特定は必ずしも適切であったとは言えないものの、開示決定に係る手続をやり直すことに実益はないと考えられるため、本件処分の

結論自体は妥当であると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも